



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 24 日 (金)
第 8086 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (300) (福利厚生室) 2 生活保護法による介護機関の指定 (301) (福祉保健課) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (302) (東部総合事務所県民局) 3 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (303) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の名称の所在地の変更 (304) (〃) 4 県営土地改良事業の工事の完了 (305) (東部総合事務所農林局) 4 土地改良区の役員の就任 (306) (〃) 5 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (307) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (308) (〃) 5 土地改良区の役員の就任 (309) (中部総合事務所農林局) 5 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (310・311) (〃) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (312) (西部総合事務所福祉保健局) 8
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (14) 8
◇ 公 告	平成 21 年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) 12 制限付一般競争入札の実施 (広報課) 12

告 示

鳥取県告示第300号

平成5年鳥取県告示第400号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,237円</u>	<u>13,379円</u>	20歳未満	<u>4,414円</u>	<u>13,511円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,019円</u>	<u>13,379円</u>	20歳以上25歳未満	<u>4,967円</u>	<u>13,511円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,851円</u>	<u>13,599円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,827円</u>	<u>13,721円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,504円</u>	<u>16,549円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,500円</u>	<u>16,392円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,920円</u>	<u>19,703円</u>	35歳以上40歳未満	<u>7,006円</u>	<u>20,072円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,217円</u>	<u>23,141円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,273円</u>	<u>22,646円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,092円</u>	<u>24,581円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,035円</u>	<u>24,157円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,600円</u>	<u>24,836円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,569円</u>	<u>24,380円</u>
55歳以上60歳未満	<u>5,967円</u>	<u>23,411円</u>	55歳以上60歳未満	<u>5,912円</u>	<u>23,892円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,650円</u>	<u>20,756円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,550円</u>	<u>21,110円</u>
65歳以上70歳未満	<u>4,060円</u>	<u>15,230円</u>	65歳以上70歳未満	<u>4,090円</u>	<u>14,353円</u>
70歳以上	<u>4,060円</u>	<u>13,379円</u>	70歳以上	<u>4,090円</u>	<u>13,511円</u>

附 則

- この告示は、平成21年4月24日から施行する。
- 改正後の規定は、平成21年4月24日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
徳吉 淳一	鳥取市秋里723-4	東部薬局	鳥取市秋里723-4	居宅療養管理指導	平成21年3月1日
社会福祉法人 あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市市場一丁目11	訪問リハビリテーション	平成21年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市市場一丁目11	介護予防訪問リハビリテーション	平成21年4月1日

鳥取県告示第302号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年6月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際結婚協力機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河本 義雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市桜谷158-19

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本会は、結婚できない人々の拡大情勢を重い社会課題と捉え、その改善行動は、これからの地域づくり及び人権擁護の推進を発展させるために緊要な事項と規定する。すなわち結婚問題が円満な社会づくりは、地域福祉増進の根幹を占めるとの理念である。

よって本会は、すべての人々が結婚し、子どもを育てる喜びが共有できる地域社会実現に、(1). 不特定多数の人々に対して国際結婚（対象地域：北東アジアに特定）を推奨し、その実現促進支援事業を行う。(2). 外国人配偶者を迎え入れる体制として、私塾（追って公認授権）日本語学校（日本料理、日本文化講座併設）の常設を行う。公認授権後は一般留学生の受け入れ事業も実施する。(3). 国際協力活動の推進のため、外国人との協働から生まれる、公益寄与及び地域産業の振興が期待できる特殊技術陣等の交流活動と貿易活動を行う。

これらから、社会教育活動、少子化社会及び過疎化社会の改善活動が推進できることを確信し、前記各項とあわせ目的とする。

6 定款の変更事項
名称、目的及び事業

鳥取県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア 代表取締役 白崎朝宏	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア鳥取支社	鳥取市浜坂315-2	平成21年4月1日

鳥取県告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア 代表取締役 白崎朝宏	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア鳥取支社	鳥取市浜坂315-2	平成21年4月1日

鳥取県告示第305号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

土地改良事業の名称	工事完了年月日
一般農道整備事業 福部砂丘地区 農道整備	平成21年3月25日

鳥取県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 4 月 24 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

就任した役員の氏名及び住所
 理 事 瀧 山 義 則 岩美郡岩美町大字小田180-1
 平成21年 3 月 30 日就任 任期 平成24年 8 月 2 日まで

鳥取県告示第307号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 4 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	平成21年 4 月 1 日

鳥取県告示第308号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 4 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	平成21年 4 月 1 日

鳥取県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した役員の氏名及び住所

監 事 早 田 康 夫 倉吉市大宮171
平成21年4月13日就任 任期 平成24年3月28日まで

鳥取県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 朝 久 東伯郡北栄町原1113
" 河 野 俊 一 東伯郡北栄町穂波284
" 谷 本 裕 東伯郡北栄町瀬戸462-1
" 福 光 克 己 東伯郡北栄町大島749
" 福 光 永 義 東伯郡北栄町大島866-2
" 田 中 一 弘 東伯郡北栄町西穂波147
" 田 中 建 二 東伯郡北栄町亀谷1101
" 山 崎 信 昭 東伯郡北栄町亀谷366
" 宮 川 孝 行 倉吉市津原408
" 長 柄 収 倉吉市谷178-3
" 田 中 喜 昭 倉吉市鋤147
" 石 川 昌 美 倉吉市尾原310-1
" 松 井 進 倉吉市別所666-2
" 伊 垢 離 和 弘 倉吉市別所496-1
" 名 和 猪 佐 雄 倉吉市穴沢65
監 事 河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242
" 宮 地 正 吾 東伯郡北栄町穂波262
" 美 田 克 彦 倉吉市津原669-1
平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 朝 久 東伯郡北栄町原1113
" 宮 地 正 吾 東伯郡北栄町穂波262
" 南 場 俊 一 東伯郡北栄町瀬戸571
" 福 光 克 己 東伯郡北栄町大島749
" 福 光 永 義 東伯郡北栄町大島866-2
" 田 中 一 弘 東伯郡北栄町西穂波147
" 山 本 忠 人 東伯郡北栄町亀谷620-2
" 山 崎 信 昭 東伯郡北栄町亀谷366

〃 伊 藤 公 一 倉吉市津原404-1
〃 長 柄 収 倉吉市谷178-3
〃 田 中 喜 昭 倉吉市鋤147
〃 石 川 博 巳 倉吉市尾原307
〃 松 井 進 倉吉市別所666-2
〃 伊 垢 離 和 弘 倉吉市別所496-1
〃 天 野 哲 治 倉吉市穴沢60-2
監 事 河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242
〃 河 野 宏 二 東伯郡北栄町穂波271
〃 美 田 克 彦 倉吉市津原669-1
平成21年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 武 倉吉市鴨河内2520-1
〃 栗 原 隆 政 倉吉市鴨河内1641
〃 野 儀 知 幸 倉吉市福山270
〃 山 根 昭 浩 倉吉市石塚208-1
〃 宍 戸 幸 弘 倉吉市上古川279
〃 養 原 壽 儀 倉吉市上古川83
〃 太 田 光 紘 倉吉市蔵内97
〃 森 敏 彦 倉吉市小鴨383
〃 高 見 雅 雄 倉吉市小鴨208-12
〃 小 原 茂 博 倉吉市中河原624
〃 増 井 節 雄 倉吉市北野484
〃 水 谷 栄之進 倉吉市生田406
〃 大 田 正 規 倉吉市丸山町566-2
〃 長谷川 稔 倉吉市西倉吉町25-15
〃 西 尾 忠 明 倉吉市福守町230
平成21年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 武 倉吉市鴨河内2520-1
〃 栗 原 隆 政 倉吉市鴨河内1641
〃 野 儀 重 憲 倉吉市福山236
〃 山 根 昭 浩 倉吉市石塚208-1
〃 宍 戸 幸 弘 倉吉市上古川279
〃 養 原 壽 儀 倉吉市上古川83

// 太 田 光 紘 倉吉市蔵内97
 // 松 本 俊 一 倉吉市小鴨978
 // 河 本 洋一郎 倉吉市小鴨149-10
 // 荒 川 靖 之 倉吉市中河原569
 // 黒 川 幸 人 倉吉市北野490
 // 水 谷 栄之進 倉吉市生田406
 // 大 田 正 規 倉吉市丸山町566-2
 // 長谷川 稔 倉吉市西倉吉町25-15
 // 水 砂 正 美 倉吉市福守町326

平成21年4月6日就任 任期3年

鳥取県告示第312号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤 八丁目9-23	F & Y境港	境港市中野町1929-1	就労継続支援	平成21年4月 22日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに西伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,782
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,178
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 12,754

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年4月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	一般コース	10名程度
	環境コース	1名程度
総合 化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	3名程度
農業		2名程度
林業		2名程度
水産		2名程度
土木		10名程度
社会 福祉	福祉コース	3名程度
	心理コース	1名程度
保健師		2名程度
獣医師		5名程度
薬剤師		2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 保健師・薬剤師 昭和49年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和34年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

(イ) 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成22年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあつては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
-------	-------

総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項第1号に規定する厚生労働省の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成22年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
社会福祉 (福祉コース) (心理コース)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成22年3月31日までに取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条に規定する保健師の免許を受けた者又は平成22年3月31日までに行為される国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成22年3月31日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成22年4月30日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成22年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成21年6月28日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学工学部棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

国士舘大学世田谷校舎6号館 東京都世田谷区世田谷四丁目28-1

大阪経済大学B館 大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2-8

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成21年7月27日(月)から同月31日(金)まで

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成21年7月3日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成21年8月12日（水）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成22年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年5月15日（金）から同年6月1日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年6月1日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年5月15日（金）午前0時から同年6月1日（月）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 税務事務総合電算処理システム 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 日 | 平成21年4月1日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び
所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 | 契 約 金 額 | 86,540,895円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 売払内容
- (1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙とっとり県政だよりの平成21年8月号から平成22年3月号までの各号の20面の広告枠へ広告を掲載する権利

(2) 広告枠の仕様及び数量

ア 広告枠の位置・枠数 5段組の上から4段目及び5段目を各1枠とする計2枠（1月当たり）

イ 広告枠の規格 1枠当たり44mm×176mm

ウ 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価を記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のイベント・広告・企画に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年5月13日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年4月24日（金）から同年5月25日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部広報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課

電話 0857-26-7840

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成21年4月24日（金）から同年5月13日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年5月25日（月）午後2時

鳥取県庁第3会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年5月19日(火)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に8月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に8月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。